

令和6年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年5月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊟遅刻 ㊿早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
☒ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊟ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 太田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊟ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美 ☒ 山下 勝美	○ 松本 美徳 ○ 松本 伸雄	☒ 山口 康明 ○ 長谷川 壽幸
○ 山口 信也 ☒ 前田 將直	○ 松瀬 竹虎 ○ 新見 哲也	○ 高田 良彦 ☒ 渡口 学
○ 松尾 茂 ○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾 ○ 松本 覚二	○ 小林 重喜 ○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 樫 山 ま ち こ	次 長 川 内 益 栄	係 長 田 畑 徹 二
主 査 桃 田 忠 邦	参 事 吉 田 倉 也	
7. 議 長	佐 々 木 龍 二	
8. 議事録署名委員の指名		
6 番 大石 恵子	7 番 武部 利弘	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和6年5月の農業委員会総会を開催いたします。今年度初めての総会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の欠席は、農業委員4番 末武委員、推進委員5番 山口委員 8番 前田委員 12番 渡口委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

5月14日、15日に開催されました、会長及び局長研修会に出席いたしました。本日の総会議事の後に詳しく説明いたしますが、令和6年度の最適化推進に関する活動目標設定、評価方法について農業会議より説明がございました。農業委員、推進委員の皆様にはお願いすることばかりで大変恐縮でございますが、積極的な取り組みと目標達成に向けた活用ができるよう農業委員、推進委員皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、佐々木会長のご挨拶をいただきまして、5月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆さんこんにちは。昨日の夕方から久しぶりに雨が降りました、皆様大変ご多忙のことと拝察申し上げます。昨年度の手帳を見ましたら、昨年度の梅雨入りは5月29日でした。今月もそろそろかなと思っています。今、局長からもありましたように5月14日、15日に県の農業委員の会長・事務局長の会議と研修会がございました。諫早市の方で。初日は、まず会議がありまして、令和6年度の県の重点努力目標そして国の農林行政の基本方針等について説明がございました。また、表彰伝達がありまして全国農業新聞の購読者が多いということで松浦市農業委員会が全国農業会議所から表彰を受けております。これが表彰状です（委員に向かって掲示）。これにつきましても、農業委員・推進委員の皆様の御尽力の賜物だと思っております。本当にありがとうございます。表彰伝達がありました後、情報交換会がありましたその場でいろいろな地区の方々と交流を深めることが出来ました。また、2日目には諫早市にある農林技術開発センターと言うところを訪問しまして、最新の農業技術、そしてスマート農業、これについて実地研修を行いました。今回21の市や町から農業委員会の会長・事務局長が全員参加をいたしました。そして交流を深めることが出来たんですが、この交流ということに関しまして私の地元の地区で懇親会があったときにある大工さんが、こう言われました「交流なくして発展なし」、私はそれが非常に印象に残っているんですけど、集団に関しては「交流なくして発展なし」、個人に関しては「交流なくして成長なし」と私は、そういう風に考えております。それで今回は県の会議等で交流を深めましたが、これからは松浦市の農業委員会の皆様と交流を深めたい、また、他地区の委員さんとも交流を深めて私自身の成長の糧にしていきたいと考えております。本日は総会よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議事録署名人の指名に移ります。6番 大石委員、7番 武部委員にお願いします。

報告等に入る前に、この前も事務局からありましたが発言をしていただくときには、農業委員何番、推進委員何番そしてお名前を述べていただくようにお願いいたします。

それでは、報告事項に移ります。まず、1ページ 農地移動適正化あっせん事業報告について、進捗状況をあっせん委員の渡口委員が欠席ですので、代理の武部委員よりお願いします。

委 員

農業委員7番の武部です。1ページにあります■■■■さんから売買の依頼があったということで渡口学さんから協力依頼がありまして一緒に現地調査に行ったところ、耕作形跡があったので作付け者の調査を行ったところ■■■■さんが届け出なしの個人的に作付けされていました。売買の依頼が出てますよとお話ししたんですが、本人はこれ以上自分の農地を増やしたくないということで購入意思は無いとのことでした。そこで隣地の■■■■さんと■■■■さんの2件の家とその隣に農地がありましたのでその二方のところに行くと、売買の依頼が出てますのでご検討いただけませんかと話したところ、後日ですが■■■■さんはもう歳も歳なのでこれ以上増やしても耕作出来ないとお断りがありました。■■■■さんにつきましては■■■■さんの土地の一部がけ崩れがありまして耕作のしにくい状況になっていてそれをずーっと言ってるけど改善されないと、そういう場所を買って自分で耕作するというのも絶対嫌だということではっきり断られました。それと、■■■■さんの実家の方が今福にあるんですけど実家の弟さんかお兄さんがいらっしゃるということで確認に行ったんですが、今、伊万里の■■■■外科のほうで看護師をされていて農業をする余力がないという状況のようでした。本人は不在でしたが隣の■■■■さんがご存じじゃないかなということで話を聞きに行ったところそういう話でした。■■■■さんにもそういう話が出ていますよと話をしたところ自分も増やせないということで結果的にはあっせんは難しい状況であるということとで終わっています。以上です

議 長

ありがとうございます。ただ今の報告について、何か皆さんから何かご意見はございませんでしょうか？

委 員

(なし)

議 長

ないようですので次に移ります、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について事務局の説明をお願いします。農地法第3条の3の規定による届出（相続）案件の処理状況について事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてでございます。1件ございます。議案1ページの1件目の貸人・調川町下免■■■■の■■■■氏と借人・調川町松山田免■■■■番地の■■■■氏の分は、■■■■氏から■■■■氏への農地の贈与のための解約です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件ございます。

1件目です。被相続人は、[REDACTED] 氏、相続人は、[REDACTED] 氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は御厨町西田免字堂江[REDACTED]番、同免字田口高野[REDACTED]番から同免字西田平[REDACTED]番および[REDACTED]番までの畑4筆、合計面積は4,370㎡です。被相続人 [REDACTED] 氏は、令和5年8月20日に死亡されており、令和6年4月10日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年4月30日に届出があり、同日、受け付けております。

2件目です。被相続人は、[REDACTED] 氏、相続人は、[REDACTED] 氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は星鹿町岳崎免字追出[REDACTED]番から同免字西浦[REDACTED]までの畑5筆、合計面積は1,627㎡です。被相続人 [REDACTED] 氏は、昭和35年3月16日に死亡されており、令和6年5月1日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年5月7日に届出があり、同日受け付けております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
各委員さんからただ今の報告について、何かご意見はございませんでしょうか？

委 員 (なし)

議 長 ないようですので次に移ります、申請事件の処理状況について事務局の説明をお願いします。

事務局 申請事件の処理状況です。1ページになります。

4月分で、農地法第4条申請1件です。申請人、[REDACTED] 氏、転用目的は駐車場用地、申請面積は394㎡、令和6年5月15日許可となっております。

農地法5条申請は3件で、1件目は、譲受人 [REDACTED] 氏、譲渡人 [REDACTED] 氏で、転用の目的は、一般個人住宅の建築、申請面積は371㎡、令和6年5月15日許可となっております。続きまして2件目は、譲受人 [REDACTED] 氏、譲渡人 [REDACTED] 氏で、転用の目的は、一般個人住宅の建築、申請面積は324㎡、令和6年5月15日許可となっております。3件目は、譲受人 [REDACTED] 氏、譲渡人 [REDACTED] 氏で、転用の目的は駐車場用地、申請面積は74㎡、令和6年5月16日許可となっております。報告は以上でございます。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について何かご意見はございませんでしょうか？

委 員 (なし)

議 長 ないようですので次に移ります。

それでは、付議事項に入ります。4ページ 議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の申請については3件ございます。

議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について事件番号1です。譲渡人は志佐町栢木免■■■■■■■■■■ 氏、譲受人は志佐町栢木免■■■■■■■■■■ 氏です。

申請地は、志佐町栢木免字栢木■■■■■■■■■■・田・192㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。譲受人の■■■■■■■■■■氏は認定農業者ではありませんが、会社勤めをしながら水稻などを作付けしておられます。農従者は3名で農業従事日数は年間100日となっております。そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして事件番号2です。譲渡人は調川町下免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏、譲受人は調川町松山田免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は、調川町松山田免字牟田■■■■■■■■■■・田・282㎡ほか1筆の合計面積1,775㎡です。18条6項の合意解約にありましたが、申請地は■■■■■■■■■■氏が借受けて管理耕作されていた農地であります。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、贈与によって所有権移転するというものです。譲受人の■■■■■■■■■■氏は認定農業者ではございませんが、会社勤めしながら水稻を作付けするなど農業に取り組まれています。農従者は1名で農業従事日数は年間150日となっております。そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして事件番号3です。譲渡人は星鹿町岳崎免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏、譲受人は星鹿町岳崎免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は、星鹿町岳崎免字焼野■■■■■■■■■■・畑・578㎡です。申請事由は、申請地はそれぞれの親の代に土地のやり取りが行われていたそうですが、正式な登記までの手続きがなされておらず、今回経営規模拡大のためということで双方が再度合意されまして、売買によって所有権移転するというものです。譲受人の■■■■■■■■■■氏は認定農業者ではございませんが、専業農家として野菜の作付けなど精力的に農業に取り組まれています。農従者は1名で農業従事日数は年間250日となっております。そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、3件についてご審議をお願いします。

議 長

それでは、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。
事件番号1番について、農業委員9番 前田 秀一委員 お願いします。

委 員

農業委員9番の前田でございます。4月に■■■■■■■■■■さんの家族の方からこの

案件につきまして相談ありまして現地を確認をしております。周囲は現在活用されている圃場はありませんで、水問題、他の問題についても何ら関係ないと思っております。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番について、農業委員1番 宮本 国男委員お願いします。

委 員 農業委員1番宮本です。農地法第3条・事件番号2については、先ほど事務局から説明があった通りです。譲受人の■■■■氏におきましては40年以上になります、農業に従事されており、農業に対する考え方も前向きであり一所懸命やられております。問題はないと考えます。ご審議の程よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号3番について、推進委員1番 川久保委員お願いします。

委 員 星鹿地区の事件番号3の■■■■さんと■■■■さんの農地の売買の件で現場に行ったところ、■■■■さんの方も溜池など農業に従事するための準備は十分にできていて農地の拡大をすることと問題はないと確認は終わりました。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございませんでしょうか？

委 員 (なし)

議 長 無いようですので議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することといたします。
ここで関係者である農業委員6番大石委員に退席いただきます。

大石委員退室

議 長 続きまして、5ページ 議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明をさせていただきます。事件番号1番でございます。譲渡人は鷹島町原免■■■■番地 ■■■■氏、譲受人は同住所 ■■■■氏です。申請地は、鷹島町原免字長畑■■■■・畑・1578㎡ほか一筆で、合計面積は2,210㎡です。申請事由は、生前贈与のため贈与によって所有権移転するというものです。■■■■氏は認定農業者で市を代表する畜産農家です。農従者

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員13番 久保委員 お願いします。

議長　ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございませんでしょうか？

議 長 なければ、議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請
 については、申請のとおり許可することといたします。

議 長 続きまして、6ページ 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

現地調査の結果、周辺の農業に影響はないと思われます。最後に、住宅ローンの仮審査も終了しており、本事業が確実に行われるものと思われますので、許可相当と判断しております。
以上、皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見を
 お願いします。農業委員1番 宮本国男委員 お願いします。

委 員 農業委員1番 宮本です。農地法第5条の事件番号1について、5月20日に事務局、御厨の末武委員、今福の武辺委員、それと調川の宮本と現地調査に行
 ってまいりました。一般個人住宅ということで、やはりここで一番問題なのは排水関係だと思われますが、先程、事務局から説明がありましたけれども汚水とか生活排水につきましては合併浄化槽により処理され道路脇の側溝に放流するという形をとられております。また、建設予定地の西側には民家がありますが境界線もはっきりしており、住宅と住宅との間の距離も問題ないと考えられます。ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見ををお願いします。
 農業委員7番 武部委員お願いします。

委 員 農業委員7番 武部です。この土地につきましては息子さん名義になって
 いますが、前におられました[黒]さんのお父さんがおられる時から農地として作付けせずに雑草が生えた状態になっておりまして、その時からお父さんの方からも宅地として売りたいとの意向が強かった農地でございます。近隣の方ともよく話がされていて西側に[黒]さんという方がもう一人おられますが、その方が委託をうけて20年以上農地の草払いをされていますので、今回のことについては、切土をして、土砂の流失防止・雨水・排水の整備がされるということでいいことじゃないかと理解しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号1番について、審議いたします。各委員さんから、何かご意見はございませんでしょうか？

委 員 (なし)

議 長 無いようですので次に移ります。議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県に進達するものいたします。

 続きまして、7ページ 議案第33号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第33号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進

法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年5月28日としております。8ページから11ページにかけて、賃貸借権 再設定分が45件、新規分1件、使用貸借 再設定分が3件、新規分1件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
ここでしばらく時間をとりまして、担当地区分のご確認をお願いします。

～各委員 確認～

議 長 各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第33号 農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和6年5月28日といたします。

続きまして、14ページ 議案第34号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。関係委員 須藤委員の退席をお願いします。

須藤委員退室

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第34号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年5月28日としております。15ページに賃貸借権 再設定分が1件、新規分1件、筆明細を添付しております。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから、何かご意見はございませんでしょうか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第34号 農用地利用集積計画については、計画通り決定し、公告予定を令和6年5月28日といたします。

須藤委員入室

議 長 続きまして、18ページ 議案第35号 農地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第35号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。議案は19ページから63ページにかけまして、26名分の促進計画となっております。全て、A to Bで公社が貸し付ける分でございます。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第35号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。
以上をもちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

事務局 本日は、協議事項は特にありませんが、事務局からの事務連絡ということをお願いを何件かさせていただきます。

- ・「各委員の担当地区毎の目標設定について」
- ・「活動記録簿の記入について」
- ・「全国農業新聞の購読推進について」
- ・「タブレットの検索方法について」

議 長 来月の総会は6月27日木曜日となっております。場所は文化会館となっております。お間違いないようお願いいたします。
本日はお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 00 分